

# 各委員会での主な議案審査状況

## 総務委員会

### 議案第33号 鈴鹿市税条例等の一部改正について

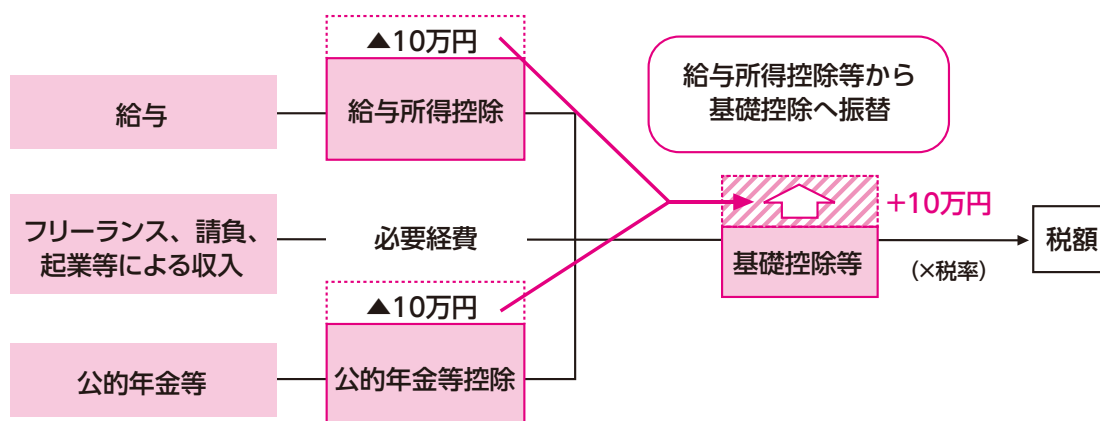
(概要) 「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布されたことに伴い、市民税、固定資産税、都市計画税、市たばこ税に関する改正を行おうとするものです。

#### 質疑

給与所得控除と公的年金等控除の両方を受けている方には、どのような影響があるか。

#### 答弁

給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されるため、基礎控除の控除額が10万円引き上げられるのと相殺され、従来どおりとなり影響はありません。



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

## 地域福祉委員会

### 議案第34号 鈴鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(概要) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、放課後児童支援員について、臨時免許状を持っている方や教員免許の更新を受けていない方、5年以上放課後児童クラブに従事し、市長が適当と認めた方なども資格要件の対象となるよう基準を改めようとするものです。

#### 質疑

複数の放課後児童クラブで通算5年以上従事した場合は対象となるか。

#### 答弁

放課後児童クラブで通算5年以上働いていると確認ができれば、資格要件になります。

